

従業制度と組合の規定の必要

- 一 職工が働き成りたが
- 二 従業による賃銀の下落を防止するため
- 三 職業の独立のため

労働組合と従業制度

- △ 従業制の取組むべきもの
- 一 不熟練労働者(米百千の中三五組合)運搬夫、ホヤル、洋服工等
- 二 不熟練労働者(炭百千の中十組合)電信、書記等
- 三 機械の爲め従業不用なるもの
- 四 職業業より自由業でも云ふべきもの(従業者、音響本)
- △ 米國百千の組合の中五十は従業制度なし
- 即ち一六七六、二〇〇〇、二七六六、四一七人の組合員は従業制度なし
- △ 従業制度の行はざる理由
- 一 組合の場所
- 二 組合の労働者の移動の監督不能
- 三 機械の改良による不熟練労働者の不用

- △ 従業制度の全國內に確立するもの(ガラス工、鋳鉄物、メッキ等)
- 一 工場大規模で地方的のもの
- 二 職種の能く取れるもの

従業の職工と比例

- △ 比例の組合
- 一 對四... 旅行員、童工、一對五... 鋳鉄物工
- 一 對七... 製糖、鋳工
- 一 對八... 金磨工(六六工)
- 一 對九... レース工
- 一 對十... 鋳冶工(九三年)

第十講 労働組合と救済制度 賀川豊彦

組合救済制度の性質

- △ 労働者相互救助の目的を以て
- 一 疾病
- 二 失業
- 三 失業
- 四 失業
- 五 失業
- 六 失業
- 七 失業
- 八 失業
- 九 失業
- 十 失業



△ 組合の互助救済制度の性質

- 一 法律的保護なし
- 二 財政的援助なし
- 三 保険的援助なし(科学的根據)
- 四 労働条件改善を目的とする
- 五 労働者間の互助を目的とする
- 六 法律の恩恵への一時度々の救済制度
- 七 故に労働条件維持の目的の爲めの互助金を蓄積する
- 八 即ち失業基金(不労基金)を蓄積し、養老、疾病、災害基金を蓄積し、順序を以て救済す

- △ 救済制度の停止
- 一 財政的停止(基金の擴大)
- 二 失業疾病者保護に資金下落防止
- 三 失業疾病者保護に資金下落防止
- 四 失業疾病者保護に資金下落防止

- △ 職工が増加すると其の減するもの
- 一 五工の地、百人に二人、十五人一人
- 二 従業の年限 最大七五才(製糖工) 最小十三才
- 三 従業の年限 二五才(八工) 七五才(七工)
- 四 従業の年限 二五才(八工) 七五才(七工)
- 五 従業の年限 二五才(八工) 七五才(七工)

従業の年限

- 一 九〇五年 金磨工の如き、従業したる者、三月は助手として使用或は若くは二年間、試験する事あり
- 二 従業の制限 組合員組合の如き組合員の子弟にのみ従業を許す事あり
- 三 従業制限規定と組合員支那
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

- 一 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 二 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 三 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

- 一 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 二 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 三 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

- 一 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 二 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 三 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

- 一 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 二 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 三 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

- 一 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 二 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 三 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 四 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 五 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 六 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 七 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 八 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 九 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)
- 十 本部の規定によるもの(建築工、鋳冶工)

組合救済制度の発達

- △ 英國 英國に於ては一七五一年羊毛工の間に既に賃銀を一定に保つたに惠典金納があった 煙草工の間にも之が行はれた
- △ 一八四四年 スカットランドの間に失業基金が出来た
- △ 一八四八年 同僚職工組合は九週間の失業保険金を保証した
- △ 一八四五年 一七七五年の間に救済制度が起つた確立した
- △ 然し最も進歩した石炭坑夫組合紡績工組合の如きは互助金制度を保持してストライキに對しての積立てを爲す之を保障制度はそれ自身が組合の目的でないことを示して居るのである

米國

- 一期 一八三〇年まで一五部の目的の友愛互助時代
- 二期 一八三〇年一八八〇年 互助目的より産業主義へ
- 三期 一八八〇年以後 此時代は自らの健康を必要とする
- △ 一八六〇年代に救済制度は組合員を減らして駄目だと云ふ
- △ 一八七〇年代に救済制度は組合員を増やして駄目だと云ふ

- △ 米國組合救済制度の類型
- 第一型 死亡及災害(本部金権)本部支拂
- 第二型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第三型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第四型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第五型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第六型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第七型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第八型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第九型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂
- 第十型 死亡疾病失業(本部金権)本部支拂